

特定商取引法に基づく表記

自学塾 Dachs

<p>1. 事業者</p>	<p>自学塾 Dachs 代表 堂園 将一朗 (どうぞの しょういちろう) 神奈川県川崎市幸区戸手 3-6-3 dachs.k3z7s6@gmail.com</p>
<p>2. 役務内容</p>	<p>お客様(契約者)のお子様(生徒)に対し、事業者が学習の指導を行います。</p>
<p>3. 購入が必要な商品等</p>	<p>契約に付随して購入していただく商品はありません。</p>
<p>4. 役務の対価</p>	<p>自学塾 Dachs の月謝は、生徒の学年、受験生の事情により定めます。 中学生の日々の学習指導、受験指導に対して設定します。</p>
<p>5. 時給等の金銭支払い 時期、方法</p>	<p>1ヶ月を単位として、その月の 27 日にその月の月謝を口座振替にてお支払いください。</p>
<p>6. 役務の提供期間</p>	<p>原則として、契約期間は、契約日より翌年の 3 月 31 日とします。 ただし、それより短期の指導を希望される場合は、別途契約期間を定めます。</p>
<p>7. クーリング・オフに 関する事項</p>	<p>契約締結をした契約書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、書面により無条件に契約解除ができます。</p> <p>すでにお支払いいただいている代金は、遅滞なく直接、返金します。</p> <p>クーリング・オフの効力は、クーリング・オフを通知する書面の郵便消印日付から生じます。</p> <p>クーリング・オフ受付後は、損害賠償または違約金を支払う必要はありません。</p> <p>クーリング・オフとなった場合、すでに指導が開始されていたとしても、指導料その他の支払いをする必要はありません。</p> <p>事業者が、クーリング・オフ、解約に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、また威迫したことにより困惑したことで、クーリング・オフを行わなかった場合には、当該契約の申込撤廃または解除を行うことができる旨を記載して公布した書面を受領した日から起算して、8 日を経過するまでは、書面により当該契約のクーリング・オフをすることができます。</p> <p>クーリング・オフとなった場合、関連商品についても契約の解除ができます。効力はクーリング・オフを通知する書面の郵便期日より生じ、クーリング・オフによる損害賠償または違約金を支払う必要はありません。また、関連商品の引き取りに関する費用は、当該事業者が負担します。尚、すでに金銭の受領があった場合は、速やかに全額を返金します。</p> <p>※当事業者では「関連商品」の取り扱いはありません。</p>
<p>8. 中途解約について</p>	<p>事業者及び契約者は、1 か月前に申し出ることにより、いつでも契約を終了させることができます。また、契約者はすでに行われた学習指導の対価としての月謝とは別に 1 ヶ月分の月謝相当額を支払う場合には、直ちに契約を終了させることができます。</p>

9. 割賦販売法に基づく 抗弁権の接続に関する事 項	当事業者は、クレジットの取り扱いがないため、割賦販売法の適用はありません。
10. 前受金の保全に関 する事項	当事業者は、役務の提供後に、役務の対価を受け取るため、前受金の保全に関する 事項は該当しません。
11. 特約等	個人情報保護について 個人情報は慎重に取り扱い、事業者及び契約の当該者は、個人情報保護法を遵守し ます。